



# 始まります！ 税の申告受付

〔詳細〕 市民税課市民税係 ☎ 381-1012



## <確定申告・住民税申告> 受付会場と日程

会場	日程	受付（開場 8:45）	受け付けする申告
江別市民会館 21 号室	<b>2月7日(木)～3月15日(金)</b> 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く	9:00～11:30 13:00～16:00 3月15日(金)は15:00まで※1	●住民税申告 ●確定申告の一部※2
大麻集会所 (市役所大麻出張所 2 階)	<b>2月4日(月)・2月5日(火)</b> 来場者が多い場合は、途中で受け付けを終了することがあります。	9:30～11:30 13:00～16:00	●住民税申告 確定申告は受け付けできません


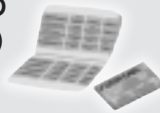

※1 確定申告は3月15日(金)までです。それ以降は市役所では受け付けできませんので、札幌東税務署へご相談ください

※2 給与収入、年金収入などの雑収入がある方の還付申告を受け付けます

会場	日程	相談受付時間（開場 8:30）	受け付けする申告
札幌東税務署※3 (札幌市厚別区厚別東 4 条 4 丁目 ☎ 897-6111)	<b>2月18日(月)～3月15日(金)</b> 土曜日・日曜日・祝日などの閉庁日を除く (2月24日(回)、3月3日(回)は受け付けます)	9:00～16:00 ※混雑時は、受け付けを早めに締め切ることがあります	●確定申告 住民税申告は受け付けできません

※3 2月15日(金)以前は会場を開設していません。また、申告に関する質問や必要書類の確認は電話でも受け付けます

## 申告に必要なもの

共通	<p>① 印鑑</p> 	<p>② マイナンバーカード</p> <p>※マイナンバーカードを取得していない場合は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など</p>	<p>③ 申告者名義の預貯金の口座番号(還付申告者のみ)</p> 
	<p>④ 控除に関する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●前年中に支払った生命保険料、地震保険料などの各種証明書</li> <li>●前年中に支払った国税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの各控除証明書、口座振替済通知書や領収書(国税・介護保険料の口座振替済通知書は1月中旬頃発送の予定)</li> <li>●障害者手帳、障害者控除対象者認定書など</li> </ul>	<p>⑤ 前年中(平成30年1月～12月)の収入金額、経費などを証明できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉徴収票、領収書など</li> </ul> <p>※コピー不可</p> 	

### ▶ 医療費控除を受ける方 上記①～⑤のほか、次のとおり。

- 医療費控除の明細書(任意の様式でも可)

医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計し、事前に記入してください。生命保険から受けた保険金や高額療養費で補てんされた分は差し引いてください(全体額からではなく、入院などの該当する部分から差し引いてください)。

### ※平成29年分の申告から領収書の添付が不要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

※医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると、明細の記入を省略できます。

※平成31年分までの申告については、医療費の領収書の添付または提示により申告することもできます。

- 6か月以上寝たきりでおむつを使用している場合
- 1年目/領収書および医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。
- 2年目以降/領収書および市の介護保険課(本庁舎1階14番窓口 ☎ 381-1067)が発行する「主治医意見書の内容確認書」

● 医療機関への交通費  
公共交通機関分(バス、JR、地下鉄など)は医療費の明細書に合計金額を記入してください(領収書不要)。タクシーは、やむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。

### ▶ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方

- セルフメディケーション税制の明細書
- 適用を受ける年分で、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(インフルエンザの予防接種の領収書など)

※通常の医療費控除との併用はできません

# 確定申告・住民税申告 あなたは申告が必要？

**税**の申告は自分が納める税金の増減にかかわる大事な手続きです。申告が必要な方は期間内に忘れずに手続きしましょう。

## 確定申告が必要な方

### 〔給与収入のある方〕

- 給与収入で所得税が差し引かれていたが、年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年度途中退職者など）
- 年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除を受ける方（入院・通院で医療費がかさんだ方など）

- 給与所得者で、給与以外に20万円を超える所得がある方
- 平成30年中の給与収入が2千万円を超える方
- 2か所以上の会社から給与を受けた方

### 〔寄附をした方〕

- 定められた団体に2千万円を超える寄附をして、寄附金控除を受ける方

※6か所以上の自治体によるさと納税をした方

※5か所以内の自治体によるさと納税をした場合で、ワンストップ特例制度を利用しない方

### 〔公的年金収入のある方〕

- 公的年金収入が合計400万円を超える方
- 公的年金収入は合計400万円以下だが、公的年金以外に20万円を超える所得がある方

※公的年金収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが、下記に該当する方は確定申告を行う必要があります。

## 確定申告 よくある質問



国税庁ホームページでは、確定申告時期に問い合わせの多い質問と一般的な回答、申告の際に誤りの多い事例を掲載しています。確定申告の際の参考にしてください。

国税庁HPはこちらから



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/qa/01.htm>



### 市民会館で受け付けできない確定申告

以下に該当する方は、札幌東税務署で確定申告を行ってください。

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
  - 給与収入のある方で特定支出控除を受ける方
  - 個人で農業や商店、飲食店、生命保険外交員などの事業を行っている方
  - 土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方
  - 配当収入（株式や投資信託など）の申告を行う方
  - 土地や建物、株などを売って収入を得た方
  - 災害や盗難などで一定の額以上の被害にあった方
  - 更正請求や修正申告を行う方
  - 退職金の申告を行う方
- ※この他にも確定申告が必要な場合があります



### 年金収入400万円以下でも申告が必要な方がいます！

以下に該当する方は確定申告を行う必要があります。

- 所得税の還付を受ける方  
⇒ 札幌東税務署や市民会館で申告
- 株式などの譲渡損失を翌年以降に繰り越す方  
⇒ 札幌東税務署で申告（市民会館で申告できません）

※確定申告の必要がなくても、住民税申告を行うことで住民税が減額になる場合があります。詳しくは下記の【住民税申告】をご覧ください。



## 住民税申告 申告が必要な方

確定申告が不要でも、次の方は住民税申告が必要です。※札幌東税務署では、住民税申告は受け付けできません。

- 公的年金などの源泉徴収票に記載された控除内容（扶養・障害者・社会保険料・生命保険料・医療費など）の変更や追加を行う方（控除の追加により住民税が減額になる場合があります）
- 公的年金収入が合計400万円以下で20万円以下の公的年金以外の所得がある方
- 給与所得者で給与以外に20万円以下の所得がある方
- 所得税はかからないが事業所得や不動産所得がある方

医療費控除については8ページで詳しくご紹介します！